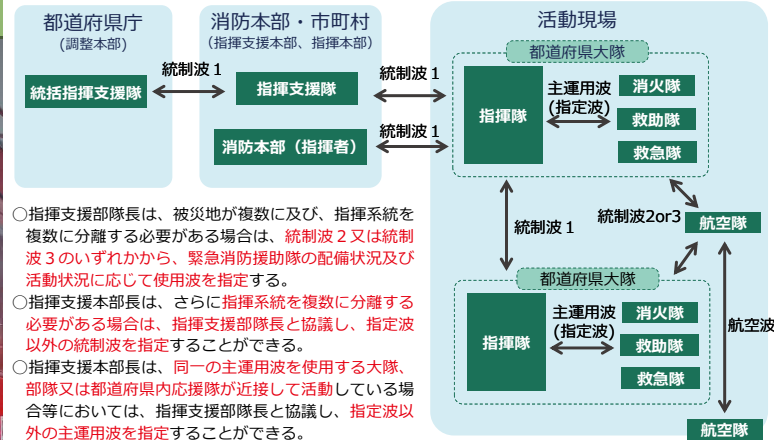


緊急消防援助隊における使用無線波

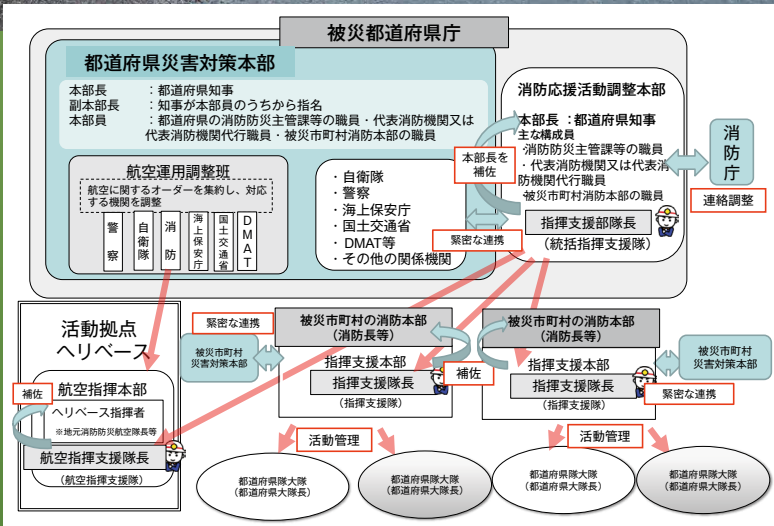
運用要綱 第32条



- 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。

使用本部等	使用無線波
調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部相互の無線通信	統制波1 統制波2又は統制波3 指定波以外の統制波
陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るための無線通信	統制波2又は統制波3 衛星携帯電話等を活用
都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信	都道府県ごとに指定された主運用波 (大阪府は主運用波2)
小隊相互の無線通信	都道府県ごとに指定された主運用波 (大阪府は主運用波2)
航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信	航空波
自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関相互の無線通信	防災相互通信用無線 (防災相互波)

緊急消防援助隊の指揮・情報連絡体制



ここで疑問が湧きませんか？普段皆さんが大阪市内で活動している災害現場をイメージした時、あれ？と思いますませんか？そうです。『署活動系無線機(400MHz)はどうなんだろう？』という点です。

緊急消防援助隊出動時の無線通信は、消防救急デジタル無線機(260MHz)を用いるということを説明してきましたが、署活動系無線機(400MHz)に触れていませんでした。実は、これまで署活動系無線機の使用は、「免許人の業務区域及び応援協定の地域」とされており、緊急消防援助隊出動時には使用できないこととされてきました。

しかし、消防救急デジタル無線機には、統制波(全3波)、主運用波(全7波)の合計10波しかなく、応援受援消防本部が多い場合には、チャンネルが不足して、円滑な通信に支障がでるおそれがありました。

このようない由から、平成31年4月に電波法関係審査基準の一部が改正され、同年同月に消防庁から緊急消防援助隊出動時における署活動系無線機の運用ルールが示され、電波法上使用が認められていなかった署活動系無線機を使用することができるようになりました。

「主運用波2」は、緊急消防援助隊だけでなく、府下広域消防相互応援協定といった枠組みの応援でも使うことになっていて無線チャンネルになりませんので、覚えておいてください。(大阪府内の消防本部間で使う無線チャンネルになりません！)

「統制波」は、昔の「全国共通波」の呼び名のとおり、都道府県を超えて無線通信する必要のある際に使うチャンネルで、例えば、西淀川消防署が尼崎市に応援出場する場合は、大阪府の消防本部と兵庫県の消防本部の通信になりますので、「統制波」を使う必要があります。

「統制波」は、3つのチャンネルがあり、(統制波1、2、3)統制波1から2、3という形で空いているチャンネルを使っていきます。

緊急消防援助隊出動時には、多くの都道府県大隊が出動し、連携したり、調整したりする必要がありますので、誰かどのチャンネルを使用するのルールが決まられており、まとめる左の表のようになります。

よって、①大阪府大隊として出動した隊は、基本的に「主運用波2」を使う。②指揮支援隊や航空隊は「統制波」を使う。と覚えておいてください。